

平成30年第7回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成30年10月26日(金)			
招集場所	天塩町役場 3階委員会室			
開閉日時 及び宣告	開 会	平成30年10月26日(金) 午前10時00分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
	閉 会	平成30年10月26日(金) 午前10時15分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名		出欠別
	1	谷 村 敏 彦		○
	2	佐 藤 博 幸		○
	3	臺 川 幸 弘		●
	4	満 保 豊		○
	5	伊 藤 淳 一		○
	6	湯 澤 敏 孝		○
	7	山 下 雅 博		○
	8	奥 山 稔		○
	9	高 橋 一 博		○
	10	安 川 和 範		○
	11	宍 戸 栄 一		○
議事録署名委員	議席番号	4番 満 保 豊 5番 伊 藤 淳 一		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	青 野 朋 之		
	事務局次長	中 西 卓 也		
	総務係長	井 上 剛		
	総務係主査	藤 原 諒		

平成30年度第7回天塩町農業委員会総会

議 長

ただ今の出席委員は10名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第7回天塩町農業委員会総会を開催します。

議 長

これから本日の会議を開きます。
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、4番 満保豊君、5番 伊藤淳一君を指名します。
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全 員
議 長

異議なし。
異議なしと認めます。
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議 長

それでは議事に入りたいと思います。

議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」を議題とします。
事務局より内容の説明を求めます。

事務局

それでは、ただいま議題となりました議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」ご説明申し上げます。
本件は、合意による解約が許可を要しないで行われた場合、農業委員会にその旨を通知することされており、許可不要の案件なのか審査することとされておりますので議案としたものです。

それでは、2ページをご覧ください。
整理番号20番につきましては貸主、
氏、借主、
氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は平成30年10月1日、土地の引き渡しの時期は平成30年10月1日となっております。
整理番号21番につきましては、貸主、
氏、借主
氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は平成30年10月12日、土地の引き渡しの時期は平成30年10月12日となっております。
全件について土地の引き渡しの時期から6か月以内の合意解約であります。
事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審査、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 　　ただいま、事務局より説明のありました議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の審査について」の質疑を行います。

全員 　　ありません。

議長 　　質問なしと認めます。

議長 　　お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議長 　　次に議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 　　整理番号 7 番の案件につきましては、私及び佐藤委員に関係する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限により退席するため、安川職務代理に議事進行を譲ります。

（宍戸会長、佐藤委員退席）

安川代理 　　事務局より内容の説明を求めます。

事務局 　　ただいま議題となりました議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

　　総括表に基づき説明申し上げます。6 ページをご覧ください。

　　整理番号 7 番につきましては、4 月の農業委員会総会におきまして農地法第 3 条の許可としたものですが、その後、分筆が発生したことにより、当時の許可では所有権の移転の手続きができなくなってしまったため、再度許可の取り直しをするため申請のあったものです。

　　それでは整理番号 7 番の売買の案件につきましてご説明いたします。

　　本件は、　　氏、から　　に所有権の移転をするものです。

　　位置につきましては、7 ページから 8 ページをご覧ください。

　　条件面はご覧の総括表のとおりとなっております。

　　これは、当初 2 筆であったものが、分筆した結果 6 筆となったものです。

　　事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お願い申し上げます。

安川代理 　　ただいま、事務局より説明のありました整理番号 7 番の所有権の移転の案件の質疑を行います。

谷村委員 　　前回の数字の総体の数字は変わらないのか。

事務局 　　当初、5 条（農地転用）と 3 条許可の二本立てで行っていたものですが、土地を売買するにあたって 5 条の関係で分筆しなければならない事になり、分筆を

事務局

した結果、面積が変わってしまい、3条と5条の整合性が取れなくなりました。5条についても変更の申請をしていますが、変更後の面積と3条の面積を合わせないと登記をすることが出来ないため、それで、3条を再度申請ということになります。

谷村委員

もともと分筆しなければならない土地で、方や3条と方や5条となっていたと言うことで、更に分筆ということですか。

事務局

元々、3条と5条は内地番で処理しておりまして、足して1筆の合計面積となっていたんですが、5条許可をするにあたって建物と畑で地目が違いますので分筆の必要が出てきまして、分筆した結果、面積に差異が出てきてしまいました。

となりますと、法務局の方で4月の許可書では登記できませんので、今回5条許可を変更し、分筆後の面積で3条の許可申請という形になります。

谷村委員

分かりました。

安川代理

他にありませんか。

全 員

ありません。

安川代理

質問なしと認めます。

安川代理

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

安川代理

異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可されました。関係委員はお戻りください。

(宍戸会長、佐藤委員入室)

議 長

次に整理番号8番の案件につきましては、奥山委員に関係する案件でありますので、農業委員会法第31条の議事参与の制限により退席を求めます。

(奥山委員退席)

議 長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

整理番号8番につきましては、整理番号7番と同様に、4月の農業委員会総会におきまして農地法第3条の許可としたものですが、その後、分筆が発生したことにより、当時の許可では所有権の移転の手続きができなくなってしまったため、再度許可の取り直しをするため申請のあったものです。

それでは整理番号8番の売買の案件につきましてご説明いたします。

本件は、 氏、から に所有権の移転をするものです。

位置につきましては、9ページから10ページをご覧ください。

条件面はご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 　　ただいま、事務局より説明のありました整理番号 8 番の所有権の移転の案件
について質疑を行います。

全員
議長 　　ありません。

議長 　　質問なしと認めます。

議長 　　お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員
議長 　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可されました。関係委員はお戻り
ください。
(奥山委員入室)

議長 　　次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定
について」を議題とします。
事務局より内容の説明を求めます。

事務局 　　ただいま議題となりました議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1
項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申しあげます。
所有権移転の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。
12 ページをご覧ください。
整理番号 6-1 についてであります、　　　　　氏から　　　　　氏に所有権の移
転をするものです。
位置につきましては、13 ページ、14 ページをご覧ください。
条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。
事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お
願い申し上げます。

議長 　　ただいま、事務局より説明のありました議案第 3 号「農業経営基盤強化促進
法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」の質疑を行います。

全員
議長 　　ありません。

議長 　　質問なしと認めます。

議長 　　お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員
議長 　　ありません。

議長 　　異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議長 　　次に、次に議案第 4 号「農地パトロールの実施結果」を議題とします。
事務局より内容の説明を求めます。

事務局 　　それでは、議案第 4 号「農地パトロールの結果について」ご説明申しあげま
す。
16 ページをご覧ください。

事務局

農地パトロールにつきましては、台風や地震による停電の影響もあり当初の日程を変更し9月4日、9月21日、10月3日、10月4日の4日間で町内にある農地全筆について中山間事務局などの現地調査と合わせて実施いたしました。

更岸地区及び川口、六志内、西産土地区につきましては、9月4日、作返、産土、振老地区につきましては10月3日、西雄信内、新成、男能富、泉源地区につきましては、9月21日、東産土、円山、雄信内、東雄信内、辰子丑、下コクネップにつきましては10月4日に、それぞれ実施いたしました。

調査につきましては、4日間で、農業委員10名、事務局1名、中山間事務局2名、農振担当1名、JAてしお1名の参加となりました。

調査方法は、目視による確認のほか、GPS搭載のタブレット端末により、現地確認等を行っております。

調査の結果、遊休農地の発生は無く、違反転用等の法令違反も発見されませんでした。

17ページには、天塩町全図にそれぞれの調査経路を落としてありますので、お読み取りいただければと思います。

事務局

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました第4号「農地パトロールの実施結果」の質疑を行います。

全員

ありません。

議長

質問なしと認めます。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

以上をもちまして平成30年度第7回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成30年10月26日

署名委員

(4番) 満保 豊 (印)

(5番) 伊藤 淳一 (印)